

## ～事業者に対する緊急の支援施策を実施します！

事業者の皆様に対し、新型コロナウイルス感染症関連の新たな緊急支援を実施いたします。ぜひご活用くださいますようお願いいたします。

### 1. 事業者営業継続緊急支援事業

交付対象者	市内に本社または主たる事業所を開設している中小企業者・個人事業主
交付条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請日時点で営業しており、今後も継続の意思があること</li><li>・令和2年12月または令和3年1月(以下「対象月」という。)の初日時点で2か月以上営業を継続していること</li><li>・対象月の売上高が前年同月比3割以上減少していること</li><li>・福島県による「福島市における年末年始の感染拡大防止に向けた時間短縮営業要請」の対象となる飲食店を営む事業者でないこと</li><li>・「新しい生活様式」への対応等の感染症防止対策に取り組んでいること。なお、飲食店については市が提供する「感染症防止対策チェックシート」を活用するとともに、後日市が指定する第三者による点検を受けること</li></ul>
交付額	<p>①売上高減少率30%以上50%未満の事業者：最大10万円</p> <p>②売上高減少率50%以上70%未満の事業者：最大20万円</p> <p>③売上高減少率70%以上の事業者：最大30万円</p> <p>④①～③にかかわらず、福島県による「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和3年1月12日改定分）」に基づく時間短縮営業の要請対象となる飲食店で、かつ通常は営業を22時まで終了する飲食店を営む売上高減少率30%以上の事業者：最大10万円</p> <p>※ただし、対象月前年同月からの売上高減少額の2倍を上限とします。</p>

事業の詳細及び申請は[こちら](#)

## 2. 新たなビジネスモデル創出支援事業

補助対象者	市内に本店を有する中小企業者及び市内に店舗・事務所を有する個人事業主等
補助対象事業	ICT活用など新しい生活様式に対応したビジネスモデルに取り組む事業のうち、国・県・市の、その他補助金・助成金を活用していないもの
対象経費	需用費、役員費、委託費、使用料及び賃借料、講師謝礼、物品購入費等 ※事務費などは除く
補助率	対象経費の1/2以内（1,000円未満切り捨て） 補助上限50万円、補助下限5万円

事業の詳細及び申請は[こちら](#)

《相談先》 商工観光部商工業振興課 ☎024-525-3720